

ファッションと環境

令和4年度調査報告 衣類回収と再利用の実態を中心として



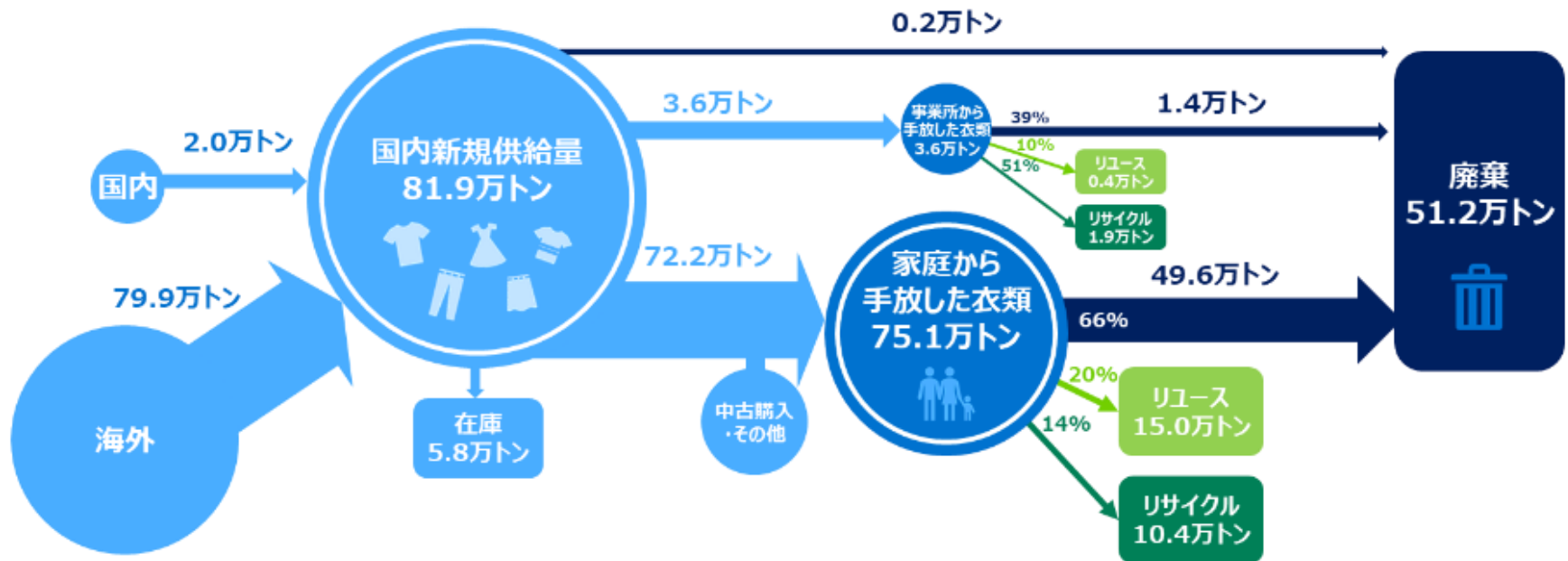
https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/

衣類のマテリアルフロー（2020）

衣類のマテリアルフロー サマリー

- 衣類の国内新規供給量は計81.9万トン（2020年）に対し、その約9割に相当する計78.7万トンが事業所及び家庭から使用後に手放されると推計。
- このうち、廃棄される量は計51.0万トン、手放される衣類の64.8%
 - リサイクルされる量は計12.3万トン、手放される衣類の15.6%
 - リユースされる量は計15.4万トン、手放される衣類の19.6%

2020年版 衣類のマテリアルフロー

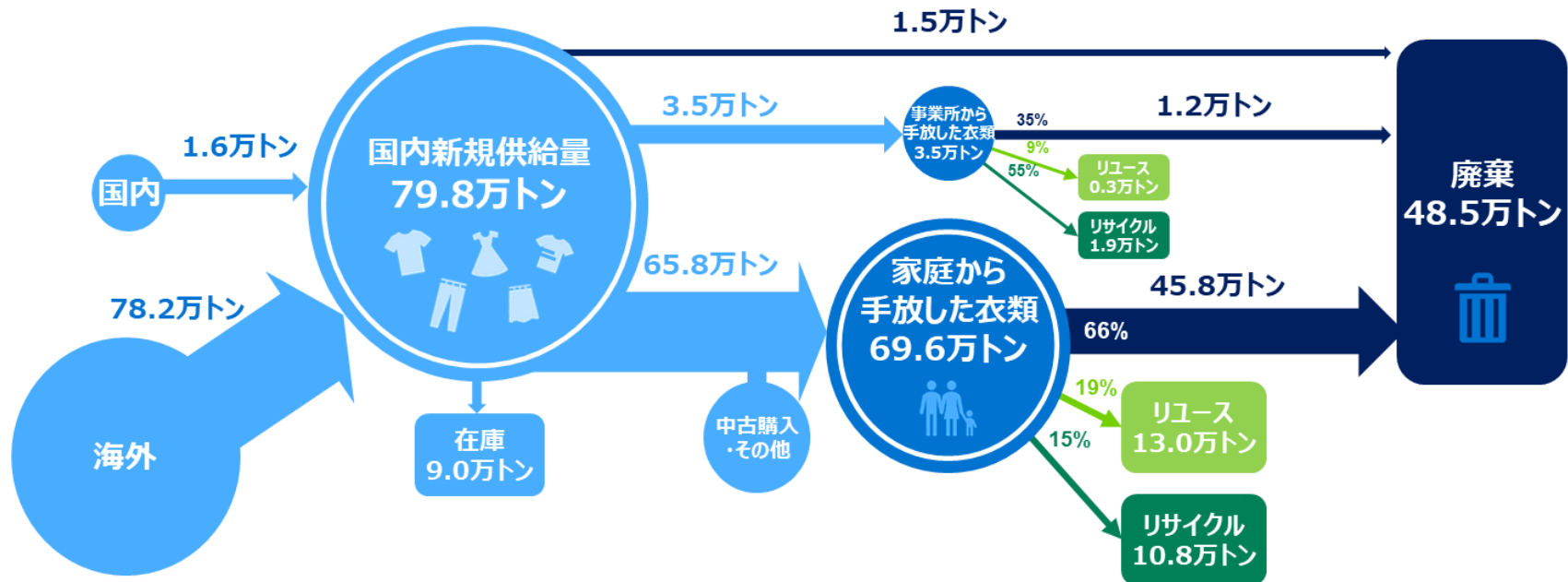


衣類のマテリアルフロー（2022）

衣類のマテリアルフロー サマリー

- 衣類の国内新規供給量は計79.8万トン（2022年）に対し、その約9割に相当する計73.1万トン（69.6万トン+3.5万トン）が事業所及び家庭から使用後に手放されると推計。
- このうち、廃棄される量は計47.0万トン、手放される衣類の64.3%
リサイクルされる量は計12.7万トン、手放される衣類の17.4%
リユースされる量は計13.3万トン、手放される衣類の18.1%

2022年版 衣服のマテリアルフロー



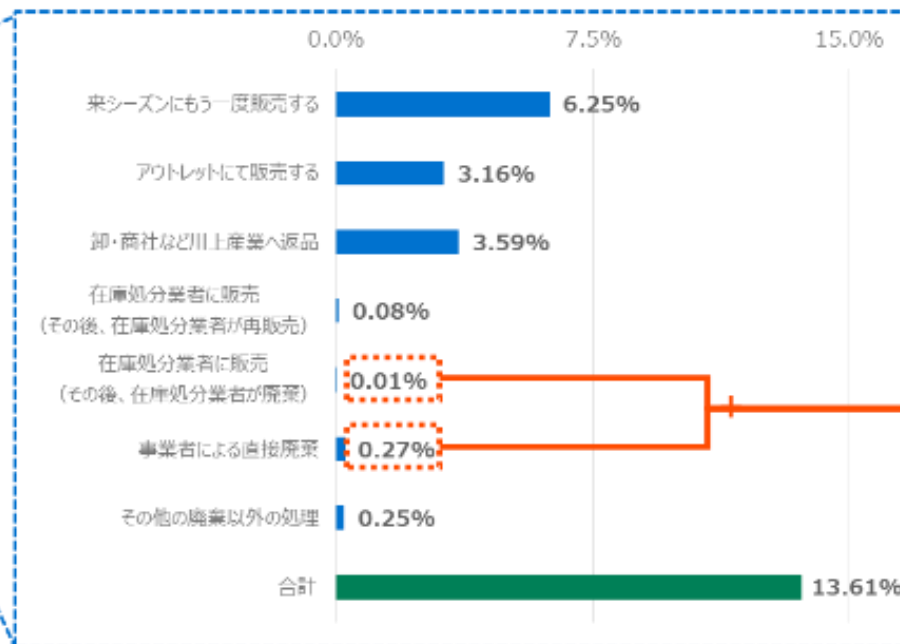
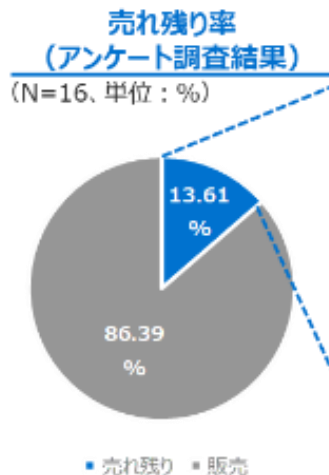
ファッションと環境調査結果

国内衣類のマテリアルフロー（2020年） 売れ残り商品の処理/廃棄率

- 売れ残った商品は主に、来シーズンの再販売や卸・商社などへの返品等の対応がとられる。
- 最終的に、総販売点数の内、約0.3%が廃棄処分される。

総販売点数に対する処理量の割合（アンケート調査結果）

(N=16、単位：%)



総販売点数の内、約**0.3%**
が廃棄処分される。

アンケート実施概要

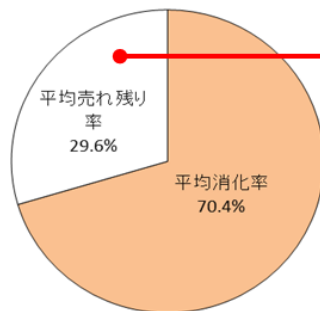
1. 調査票発送者数：500社（アパレル製品における企画・製造・販売の各段階に関わる日本企業）
2. 調査票回答期間：2021年2月10日～26日
3. 調査票回収社数（回答率）：29社（5.8%）

ファッションと環境調査結果

国内衣類のマテリアルフロー（2022年）売れ残り商品の廃棄率

- ・アパレルの平均消化率は70.4%*、平均売れ残り率は29.6%
- ・売れ残った製品のうち、1.9%が廃棄処分される

消化率と売れ残り率(平均)(n=72)
(アンケート調査結果)



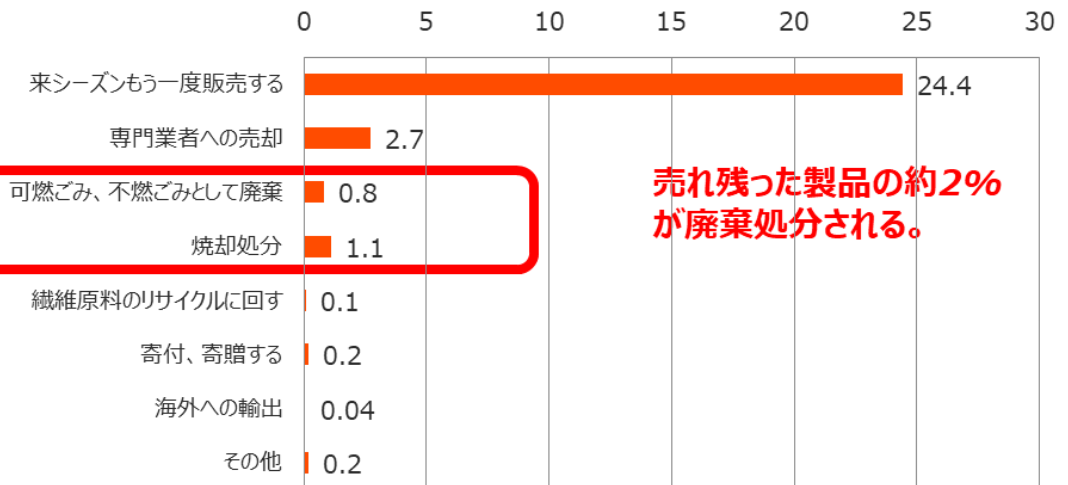
※売れ残りがあると回答した企業の平均消化率と売れ残り率。「消化率約100%」以外。

※「その他」「把握していない」回答を除く

売れ残った製品への対応（構成比平均）

(%)

(n=72)



売れ残った製品の約2%
が廃棄処分される。

調査概要

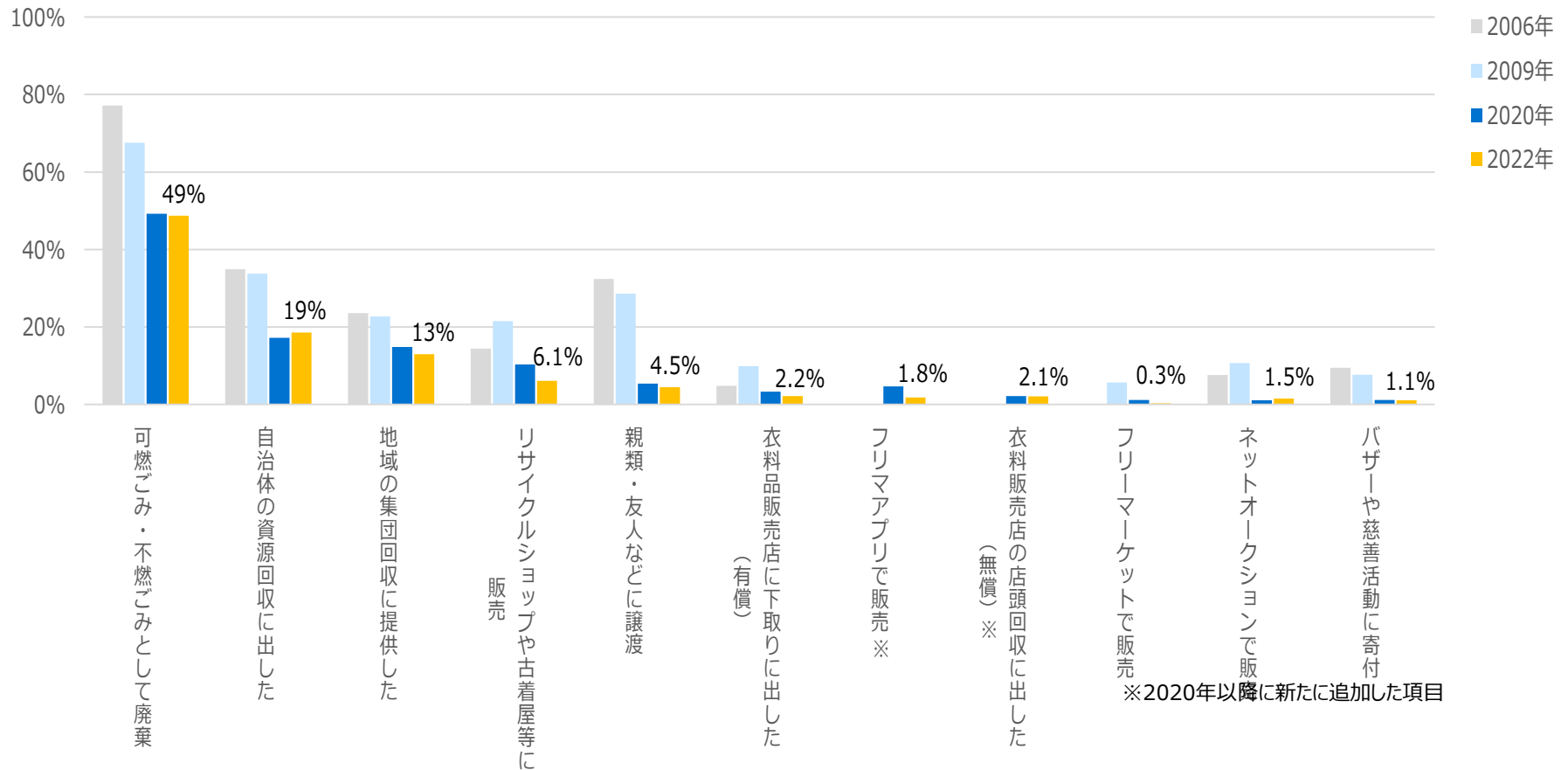
調査票送付数	: 190社（国内のアパレルメーカー、卸・商社、小売業）
調査期間	: 2022年12月12日～2023年1月13日
調査方法	: WEBアンケート調査（一部電話ヒアリング）
回収数（回収率）	: 109社（57.4%）
調査担当	: 株式会社矢野経済研究所

手放した衣服の処理方法

- 手放した衣服の約半数が可燃ごみ・不燃ごみとして廃棄されている状態
- 2022年の「自治体の資源回収に出した」は、2020年より1.4ポイント増

Q. 過去1年間に手放した衣服について、種類と処理方法について選択してください。

(n=6,981、単位：%)

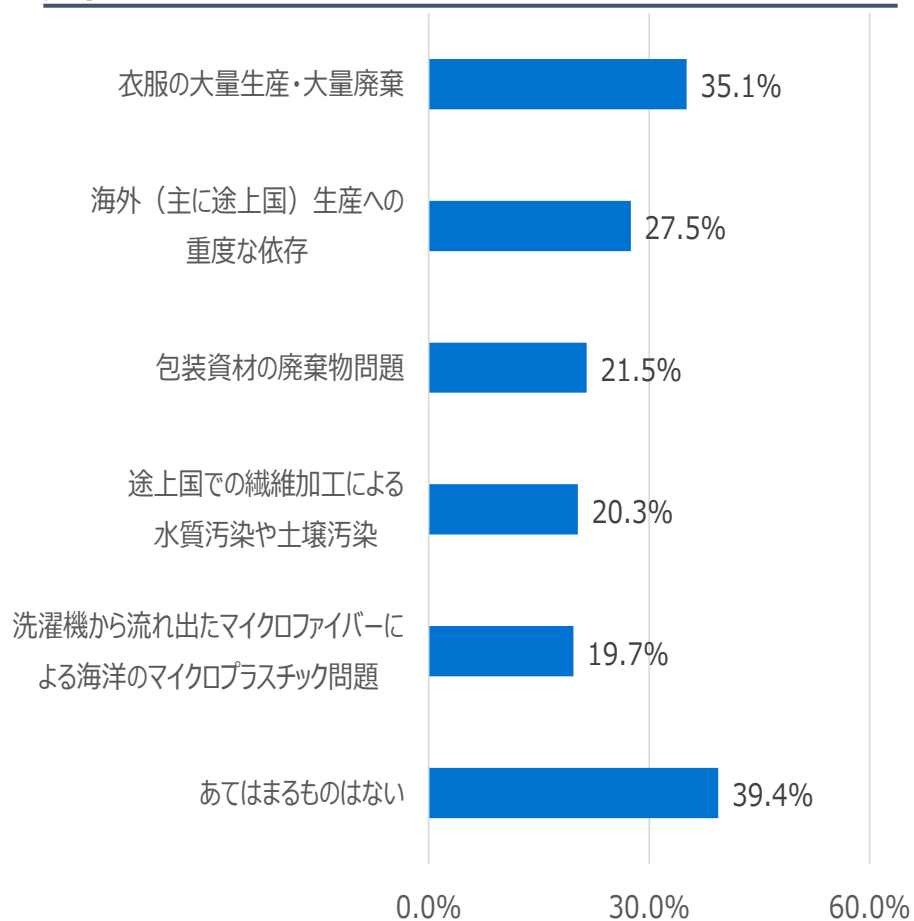


大量生産・大量廃棄、海外依存は認知

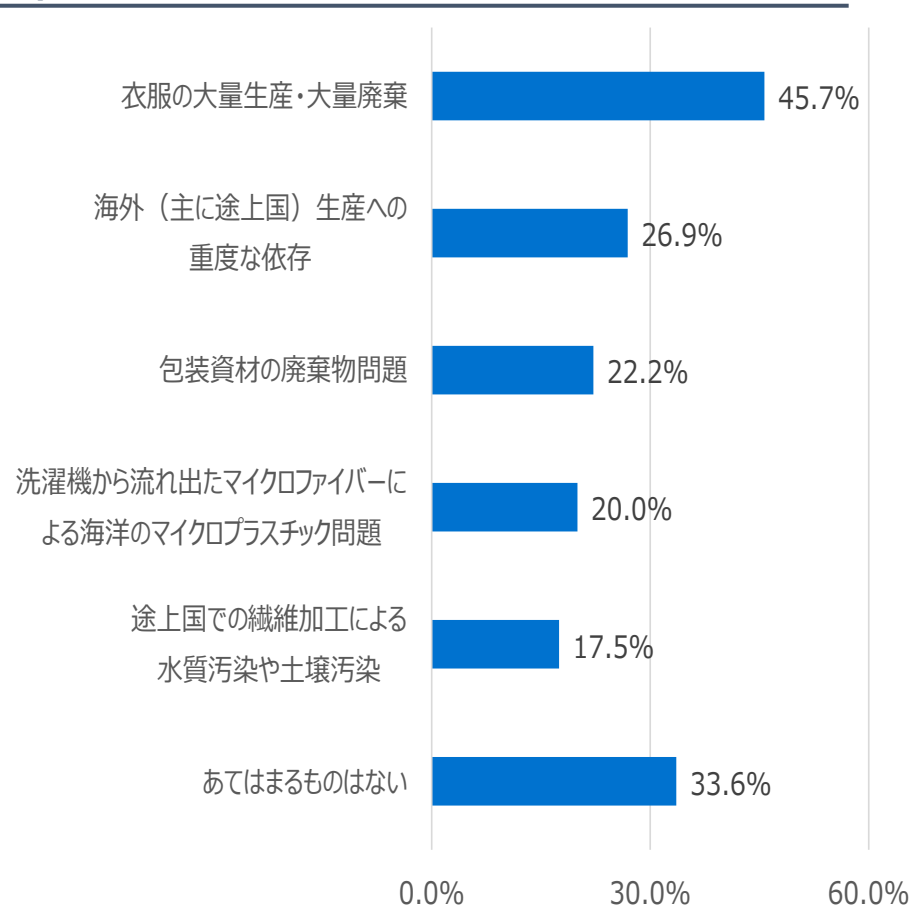
Q.ファッションを取り巻く状況・社会問題として知っていた内容を全て教えてください。

(n=6,981、単位：%)

男性



女性



衣類回収の3ルート

①行政回収、②集団回収、③店頭回収

①行政回収

- 全国1,741市区町村のうち、997市区町村（57.2%）で布類の収集を行っており、人口比では64%
- 700市区町村（5,040万人）ではステーション式の収集
- 収集による自治体の回収量は130,814t
- 集められた衣類は入札等により古着・古布の回収・再利用の事業者である**故繊維業者**に引き取られる

②集団回収

- 自治会、子ども会などの団体が、家庭から出る古紙・びん・缶・布類などの資源を持ち寄り、自ら契約した回収業者に引き渡す自主的な資源リサイクル活動
- 布類は直接あるいは間接的に**故繊維業者**が回収
- 報奨金等により支援をしている自治体もあり、自治体が把握している衣類の回収量は60,744t

自治体ヒアリング結果①

➤ ごみの種類と収集方法

- ・家庭ごみの分別は、地域（市区町村）の人口や処理施設などの状況によって異なる。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づいて、その地域の実情に応じた一般廃棄物処理計画を定めているため。
- ・例えば人口が多い都市部で分別の種類が少ない自治体がある一方で、人口が少ない地方では分別の種類が多い自治体があるなど様々なケースが存在。

自治体による収集方法

収集方法		収集主体
ステーション（集積所）収集	決められた場所・集積所	市区町村
戸別回収	自宅の前まで各戸収集	市区町村
集団資源回収	自治会・町内会・PTA等	地域住民
コミュニティ回収	地域活動協議会等（原則小学校単位の規模）	地域住民
拠点回収	役所・環境事業所（回収ボックス）等	市区町村

自治体ヒアリング結果②

➤ 衣類の回収品目

- ・衣類の回収品目は、概ね以下の通りに分類できる。多くの自治体ではジャケットやスカートなど具体的な回収品目を挙げ、住民にわかりやすく周知している。
- ・リユースを前提として回収している例が多い。

衣類（古着・古布）の回収品目（例）

◎回収できるもの	×回収できないもの
・古着、古布 ・洋服、ジャケット、セーター、スーツ、コート ・ズボン、ジーパン、スカート ・マフラー、手袋、帽子、ネクタイ、ハンカチ ・着物、浴衣、子ども服、他	・汚れているもの、濡れているもの、ペットが使用したもの、ビニール製のもの ・肌着・下着、パジャマ、作業着、ウェットスーツ、ウィンドブレーカー ・カーペット、絨毯、クッション、座布団 ・布団類、枕、ベッドマット、カーテン、他

自治体ヒアリング結果③

➤ 衣類回収の問題点や課題

- 自治体としての回収を廃止し、集団資源回収へ移行したケースもあるが、コロナ禍の影響による実施団体の減少や高齢化による担い手不足、団体の解散などもあり、集団資源回収の熱が下がっている自治体もあるなど移行が進みにくいという課題もある。

※集団資源回収のために、多くの自治体において、住民のごみへの意識向上や資源循環に対する意識の醸成を目的として報奨金を支払う等の支援を行っている。

- 不要衣類の資源価値が低いため、自治体によっては回収事業者に対して古紙と衣類を併せて回収を依頼するなどの対策が行われている。
- 資源価値が低いことに加え、衣類の回収には保管場所や回収車両の確保が必要であり、収集運搬コストがかかる。
- コロナ禍においては海外への流通がストップし、不要衣類は「資源ごみ」から「可燃ごみ」扱いへ変更となったケースがある。
- 食品ロスやプラスチック削減など、優先順位の高い足元の課題が山積しているため、衣類について手が回らない状況もあり、衣類のリユース・リサイクルの取り組みの優先順位が低くなっている。

衣類回収の3ルート

③店頭回収

- 衣類を販売している事業者がその店頭で回収を行うもの。
- 回収を始めたきっかけは、
 - ①顧客の来店を促す
 - ②環境意識の高まり
 - ③企業の責務
- 手法については、常時実施か期間限定か、全店舗か一部店舗か、回収ボックス設置の有無、下取りクーポンやポイントの発行の有無、自社製品限定か否かなど多様。
- 回収された衣類は、自社でリユースする事業者もあるが、**大半は故繊維事業者などの外部パートナー**に輸送され、再利用や燃料化。
- 外部パートナーへの輸送費、回収ボックスの設置費、ポイント付与などを行っていればその経費、人員配置を行えば人件費などが必要となり、事業者が負担。
- 手放された衣類の「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」（昭和45年法律第137号、以下「**廃掃法**」という。）上の取扱いは自治体によって決められる。

「専ら物」とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

●第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（略）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

●第十四条 産業廃棄物（略）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（略）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について （昭和46年10月16日環整43号）

（2）産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

廃棄物の中の特例

「専ら物」の取り扱い

➤ 布類（古繊維）の専ら物としての扱い

各自治体の判断によって分かれている。

- ①天然繊維に限り、専ら物としての取扱いを認めている
- ②合成繊維も含み、専ら物としての取扱いを認めている
- ③合成繊維の取扱いについて、特に明確化していない

【判断の例】

①の判断理由

現状はまだ合成繊維の再生利用が実現できていないため、リサイクル可能な天然繊維に限り、専ら物として認めている。実物をみても素材割合などは判断がつかないため、古着であれば専ら物として認めることや、合成繊維の割合や軽微な付属品が入っている場合は状況により判断するなど曖昧な部分もある。

②の判断理由

一般的に天然繊維も合成繊維も混在する衣類の回収では、合成繊維も含むかたちで認めないと回収自体が不可能になる。現実的な問題から、合成繊維を含み、専ら物としての取扱いを認めると判断している。

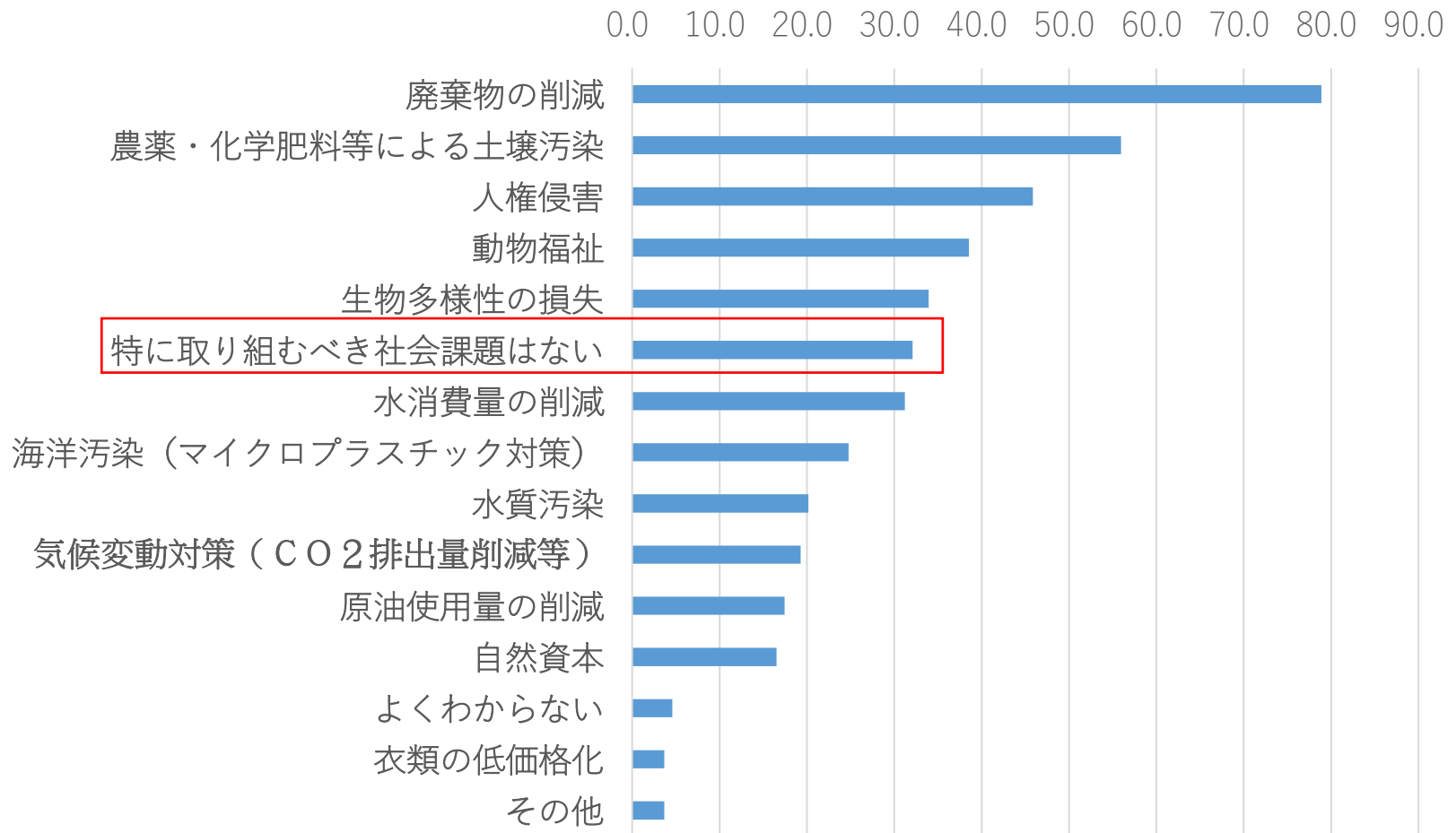
③の判断理由

可燃ごみとして古布を収集運搬するケースを認めていることや、中身を把握していないなどにより、明確化できないと判断している。昔はウエスとしてリサイクルされることが前提で合成繊維を想定していなかった背景があるため、明確化できないという判断も挙げた。

「専ら物」と判断されるためには、再生利用できる技術があり、かつ、その受け入れ先があることが必須になる。

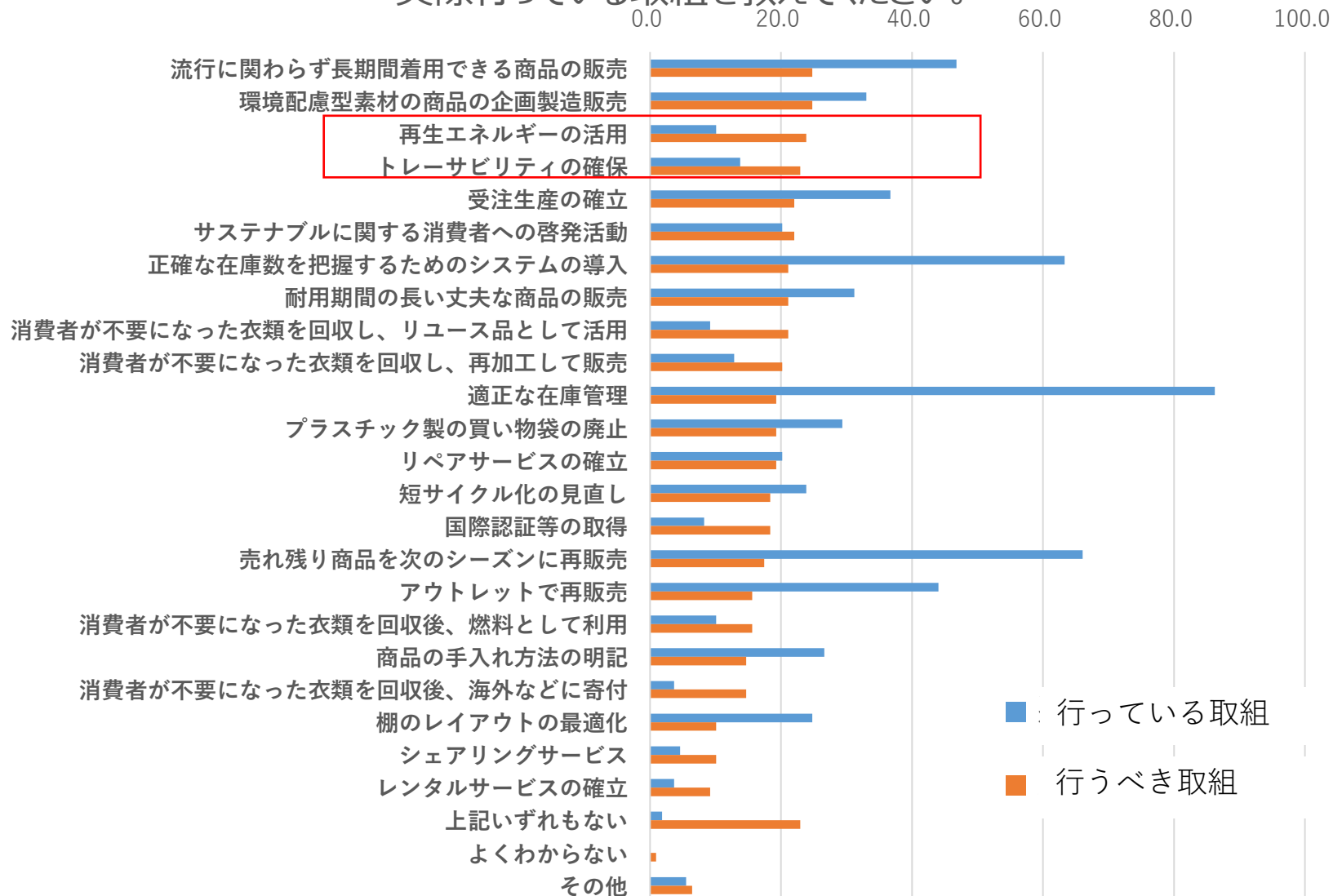
事業者アンケートの結果①

Q1 ファッション企業が取り組むべき社会課題として
貴社が考えるものすべてを教えてください。



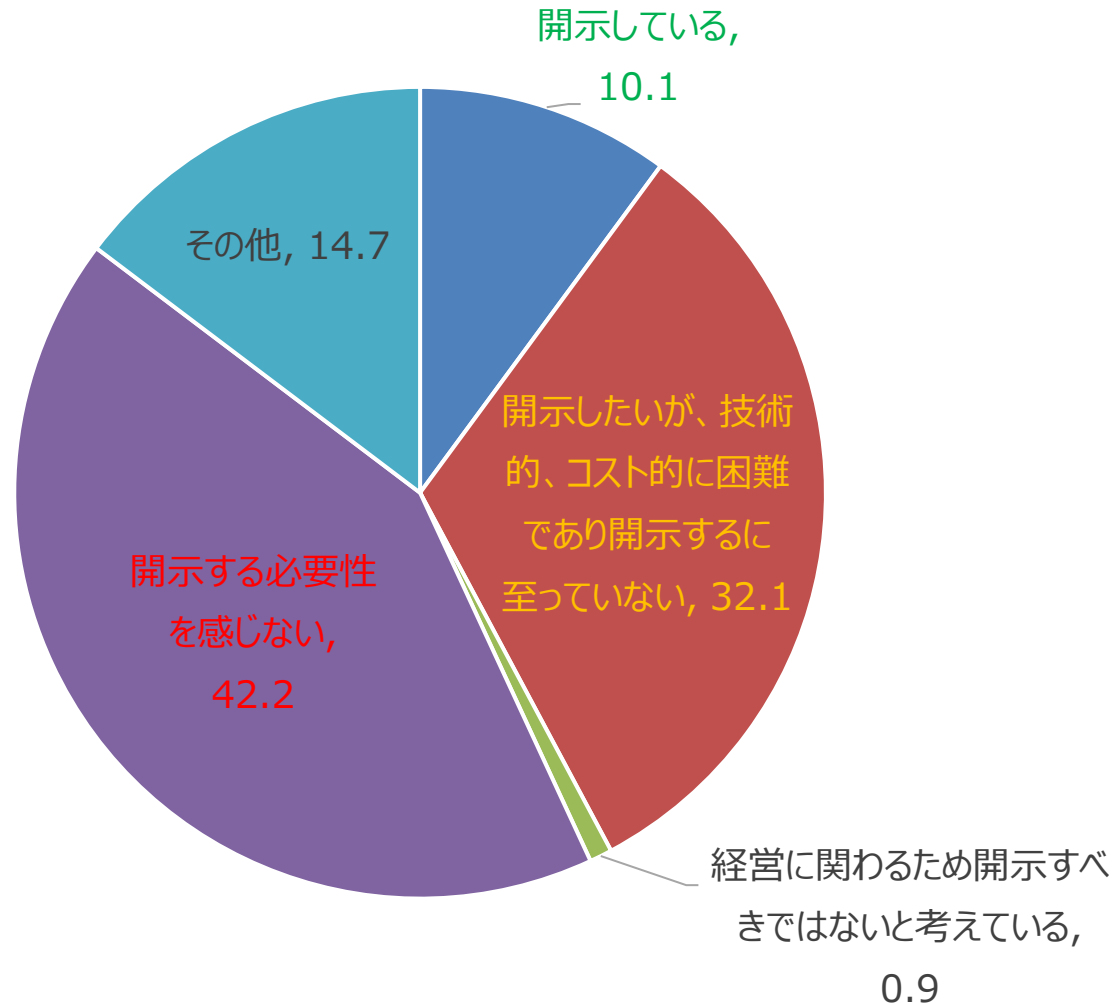
事業者アンケートの結果②

Q2 貴社が考える行すべきサステナブルな取組と
実際行っている取組を教えてください。



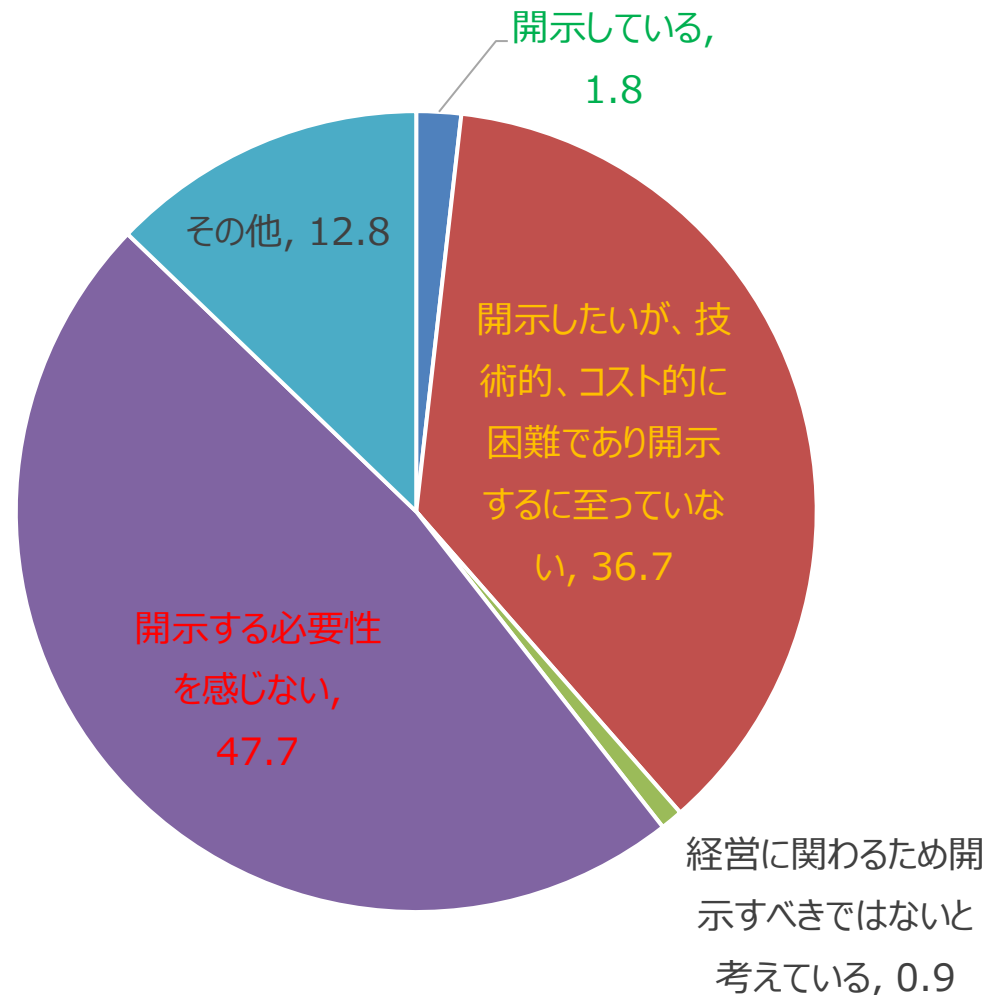
事業者アンケートの結果③

Q9 貴社のCO₂排出量の開示についての現状
あるいは姿勢、考え方を教えてください。



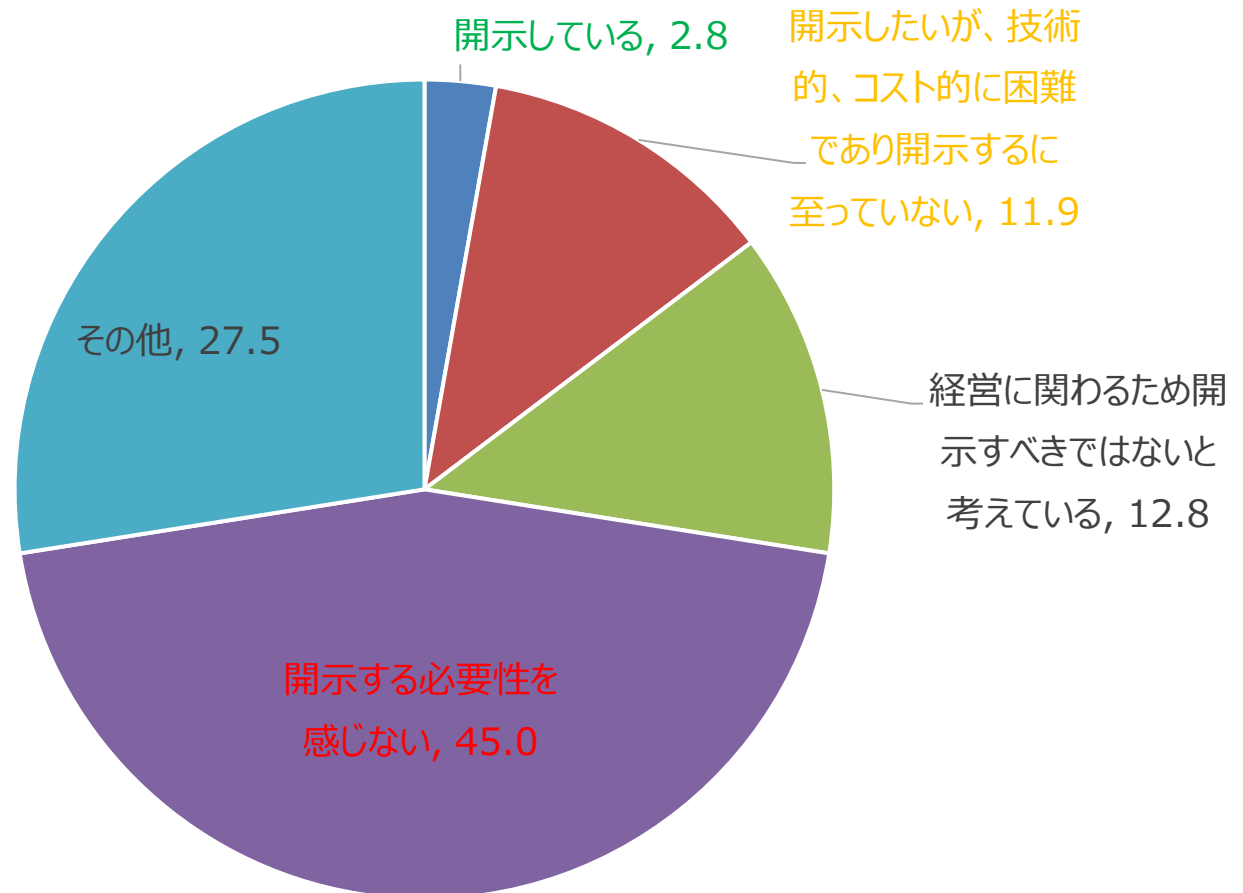
事業者アンケートの結果④

Q11 貴社の水消費量の開示についての現状
あるいは姿勢、考え方を教えてください。



事業者アンケートの結果⑤

Q6 貴社の最終製品の廃棄量の開示についての現状
あるいは姿勢、考え方を教えてください。

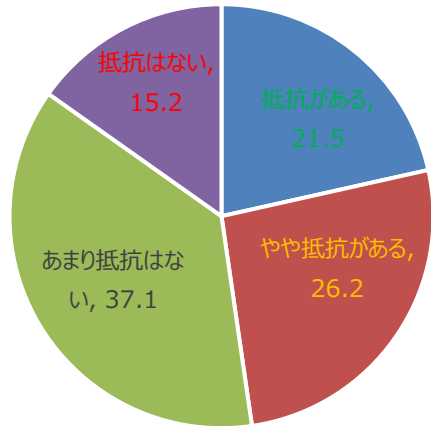


CO2・水・廃棄物、いずれも4割は開示の必要性を感じていない

衣服をリユースに出すことの抵抗感

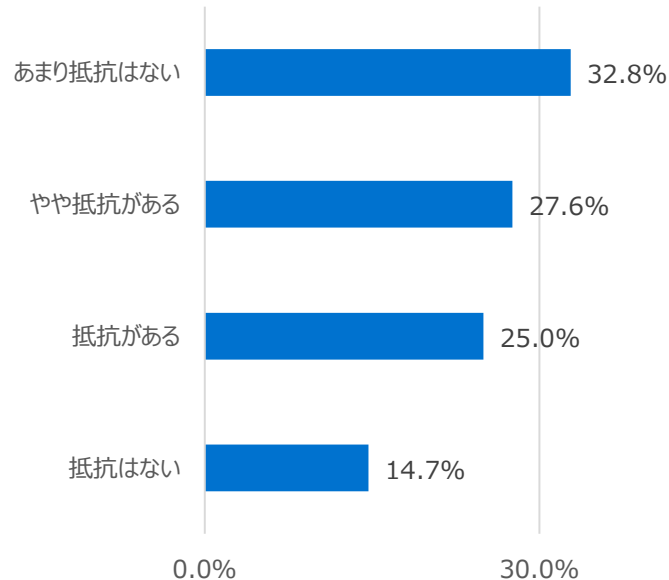
Q.あなたはご自身あるいはご家族が着用した衣服をリユースに出すことについて、どの程度抵抗がありますか。

(n=6,981、単位：%)

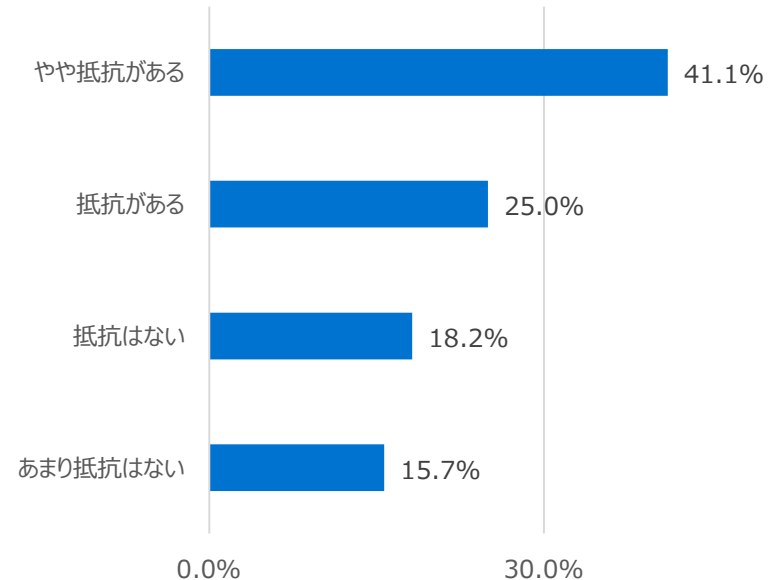


- 「抵抗はない」「あまり抵抗はない」の合計で過半を占める
- 男性は女性より衣服をリユースに出すことについて、「抵抗はない」割合が高い傾向

男性



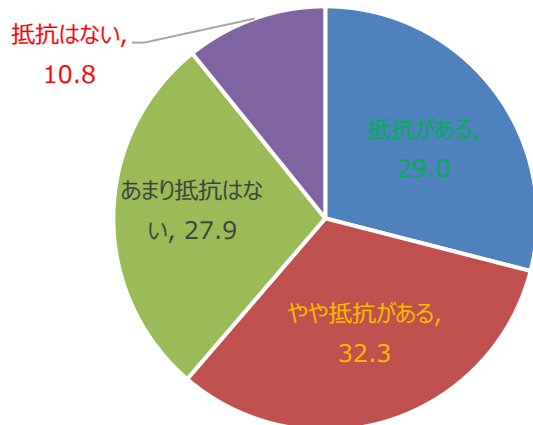
女性



衣服のリユースを着ることの抵抗感

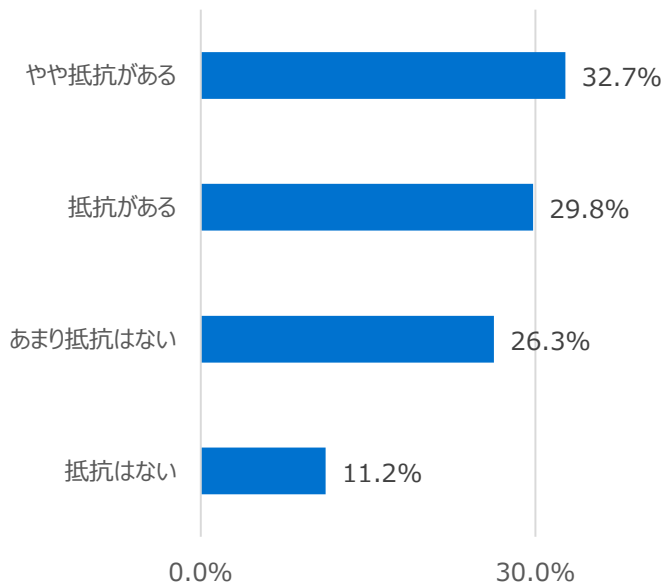
Q.あなたはご自身あるいはご家族がリユース（古着等）を着ることについて、どの程度抵抗がありますか。

(n=6,981、単位：%)



- 全体では「やや抵抗がある」が最も多く、次いで「抵抗がある」となった。古着を着用することについて6割以上が抵抗があると感じている。
- 女性は、男性より「あまり抵抗はない」の割合が高い傾向

男性



女性

